

00578

# 鳥取縣公報

昭和十八年二月二日  
火曜日  
第千四百四號

## 縣令

### 目次抄錄

縣

令

菜種檢查規則制定

菜種檢查手數料規則制定

諸類檢查規則中改正

諸類檢查手數料規則中改正

麻、三櫻、楮檢查規則中改正

麻、三櫻、楮檢查手數料規則中改正

鶏卵檢查規則中改正

鶏卵檢查手數料規則中改正

鶏卵荷造手免許規則中改正

林產物檢查規則中改正

鶏卵檢查規則施行細則制定

告示  
訓令  
示

一頁

二頁

三頁

四頁

五頁

六頁

七頁

八頁

◆鳥取縣令第五號

菜種檢查規則左ノ通定ム

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

菜種檢查規則

第一章 總則

第一條 本則ニ於テ受渡ト稱スルハ賣買、交換、貸借、辨濟、贈與、擔保又ハ寄託等ノ爲本縣内ニ於テ授受スルヲ謂ヒ移出ト稱スルハ本縣外ニ搬出スルヲ謂フ

第二條 本縣内ニ於テ生産セラレタル菜種ハ本則ニ依リ検査ヲ受

ケタルモノニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ左

ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

米麥檢查所指定  
麻、三櫻、楮檢查證印制定  
木製牛鼻蔓販賣價格指定  
其の他

一 第七條ニ定ムル正味量ニ滿タザル端量ノモノ

二 學術研究又ハ試験ノ用ニ供セラルモノ  
三 博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品セラルモノ

四 徵發又ハ強制執行ノ目的物トナリタルモノ及國有ニ屬スルモノ

五 特別ノ事由ニ依リ検査ヲ免除セラレタルモノ

前項第二號若ハ第三號ノ菜種ヲ移出シ又ハ同第五號ノ菜種ヲ受渡若ハ移出セントスル者ハ其ノ包裝ニ様式第一號ニ依ル荷札ヲ附シ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ届出テ其ノ荷札ニ様式第二號ニ依ル検査免除印ノ押捺又居ベシ

第六條 本縣内ニ於テ生産セラレタル菜種ニシテ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ受グルコトヲ要セザルモノニ付其ノ検査ヲ希望スル者アルトキハ本則ニ依リ之ガ検査ヲ行フコトアルベシ

第七條 本縣外ヨリ移入セラレタル菜種ト雖モ本縣外ニ於テ生産セラレタルコトヲ確認シ難キモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第八條 特別ノ事由アル菜種ニ付テハ食糧検査所長(以下所長ト稱ス)ハ検査ノ免除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ検査ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、數量、生産年度、用途及仕向先ヲ具シタル書面ヲ以テ所長ニ申請ヘベシ

第九條 本條ノ規定ハ本則ノ規定ニ依リ検査等級ハ一等、二等、三等及等外トス

第十條 検査ヲ受クル菜種ニハ其ノ包裝ニ様式第三號ニ依ル票箋ヲ結附ケベシ

第十一條 検査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ検査手數料ヲ納付スペシ

第十二條 本則ニ依ル検査施行ノ爲必要ナル菜種ノ積替、運搬、計、解裝又ハ改裝ノ勞力及費用ハ検査申請者ノ負擔トス

第十三條 本則ノ適用ニ因リ生ジタル損害ニ付テハ縣ハ賠償ノ責ニ任ゼス

第十四條 検査ハ菜種ノ品質、粒形、乾燥、調製、正味量及包裝ニ付之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ検査等級ヲ決定ス

第十五條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利益ニ直接關係アル菜種ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

前項ノ検査吏員ハ食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補及食糧検査手ヲ謂フ

検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様式第二號ニ依ル證票ヲ携帶スペシ

第十六條 検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ但シ所長ニ於テ必要アリト認ムトキハ關係者ノ希望ヲ斟酌シ検査場所ヲ指定スル

第十條 検査ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル検査申請書ヲ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ提出スベシ

第十一條 検査ヲ受ケントスル者ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示ニ從フベシ

第十二條 検査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示ニ從フベシ

第十三條 検査吏員ハ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算三十日以内ニ不備ノ點ヲ正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ菜種ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ效力ヲ失フモトス

第十四條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ第七條、第八條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ適合セザルモノアリタルトキハ其ノ菜種ノ検査ハ之ヲ中止ス

第十五條 検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様式第二號ニ依ル證票ヲ携帶スペシ

第十六條 検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ但シ所長ニ於テ必要アリト認ムトキハ關係者ノ希望ヲ斟酌シ検査場所ヲ指定スル

依ル検査封緘紙ヲ施シ其ノ封目ニ検査吏貟ノ認印ヲ押捺シ要義

ニ様式第五號ニ依ル検査等級證印、第六號ニ依ル検査濟證印及  
検査吏貟ノ認印ヲ押捺ス

第二十二條、第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ検査ヲ行  
ヒタル菜種ニハ其ノ票箋ノ裏面ヲ様式第六號ニ依ル検査濟證印

ヲ押捺ス

第二十一條 菜種ノ票箋ニ押捺シタル印又ハ記號ヲ抹消スルト  
キハ様式第七號ニ依ル消印ヲ用フ

第二十二條 検査申請書ニシテ検査等級ノ決定ニ對シ異議アル者  
ハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起算シ十日以内ニ其ノ異議ノ事

由、検査等級別數量、所在地、前検査年月日及受檢希望日時ヲ  
載シタル書面ヲ以テ所長ニ検査ノ申請ヲ爲スコトヲ得

### 第三章 取 締

第二十三條 検査濟ノ菜種ト雖モ左ノ各號ノニ該當スルモノハ  
更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコトヲ得ズ

一 包裝ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ

二 検査證印又ハ検査等級證印ノ不明瞭トナリタルモノ

三 検査封緘紙若ハ票箋ヲ毀損シ又ハ亡失シタルモノ

四 正味量ノ減少シタルモノ

五 優良腐敗若ハ變質シ又ハ著シク蟲害若ハ鼠害ヲ有ケタル

第二十五條 検査ヲ受クル菜種又ハ検査濟ノ菜種ノ包裝ニ商標、  
荷印ノ他ノ表示ヲ爲サントスル者ハ其ノ事由、表示方法及實  
形圖ヲ記載シタル書面ヲ以テ所長ニ届用テ許可ヲ受クベシ其ノ  
記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

所長必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第二十六條 検査濟ノ菜種ヲ解裝シタルトキハ直ニ其ノ検査封緘  
紙及票箋ヲ破棄スペシ

第二十七條 検査濟ノ菜種ヲ降雨雪中ニ運搬シ又ハ濕氣多キ場所  
ニ置クトキハ防濕ニ必要ナル設備ヲ爲スペシ

第二十八條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ第二條ノ規定ニ違反シ  
受渡又ハ移出セントスル菜種ヲ運送シ又ハ運送取扱ヲ爲スコト  
ヲ得ズ

第二十九條 検査吏貟又ハ警察官吏ハ本則ニ違反ノ事實アリト認  
ムルトキハ菜種ノ運搬停止若ハ保管又ハ關係資料ノ提出ヲ命ズ  
ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムトヲ得  
ズ

### 第四章 罰 則

第三十條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留  
又ハ科料ニ處ス

一 第一條、第二十三條、第二十四條第二項、第二十五條第一  
項、第二十六條乃至第二十八條又ハ第二十九條第二項ノ規  
定ニ違反シタル者

二 検査ヲ免ルル爲又ハ検査ヲ受クルニ當リ不正ノ行爲ヲ爲シ  
タル者

三 濫ニ検査濟ノ菜種ノ検査等級證印ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタル  
者

四 濫ニ検査濟ノ菜種ノ検査封緘紙又ハ票箋ヲ隱蔽シ若ハ毀損  
シ又ハ不正ニ使用シタル者

五 檢査濟ノ菜種ニ濕氣ヲ施シ又ハ生產年度、品種若ハ品位ノ  
異ル菜種其ノ他ノ物料ヲ混入シ又ハ減量シタル者

前項ノ罰則ハ違反行爲ノ末遂者ニ之ヲ適用ス

第三十一條 本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居  
者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ自己  
ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

様 式 第一號 荷 札

○ 届 出 人 縣 郡 市 村 町

昭 和 受 取 人 年 產 菜 種  
昭 和 年 月 日

第三十二條 本則ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ  
者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行ス  
ル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ  
之ヲ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年  
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス様式第六號ノ檢  
查濟證印ハ當分ノ内本令ノ様式ニ依ラズ所長ノ定ムル所ニ依ルコ  
トヲ得

昭和十六年十一月鳥取縣令第六十六號穀物検査規則ハ之ヲ廢止ス  
從前ノ穀物検査規則ニ依リ検査ヲ受ケタル菜種ハ本令ニ依リ検査  
ヲ受ケタルモノト看做ス

## 備考

用紙ハ強韌ナルモノヲ用フルコト  
検査免除印 径一寸 肉色紫

00583

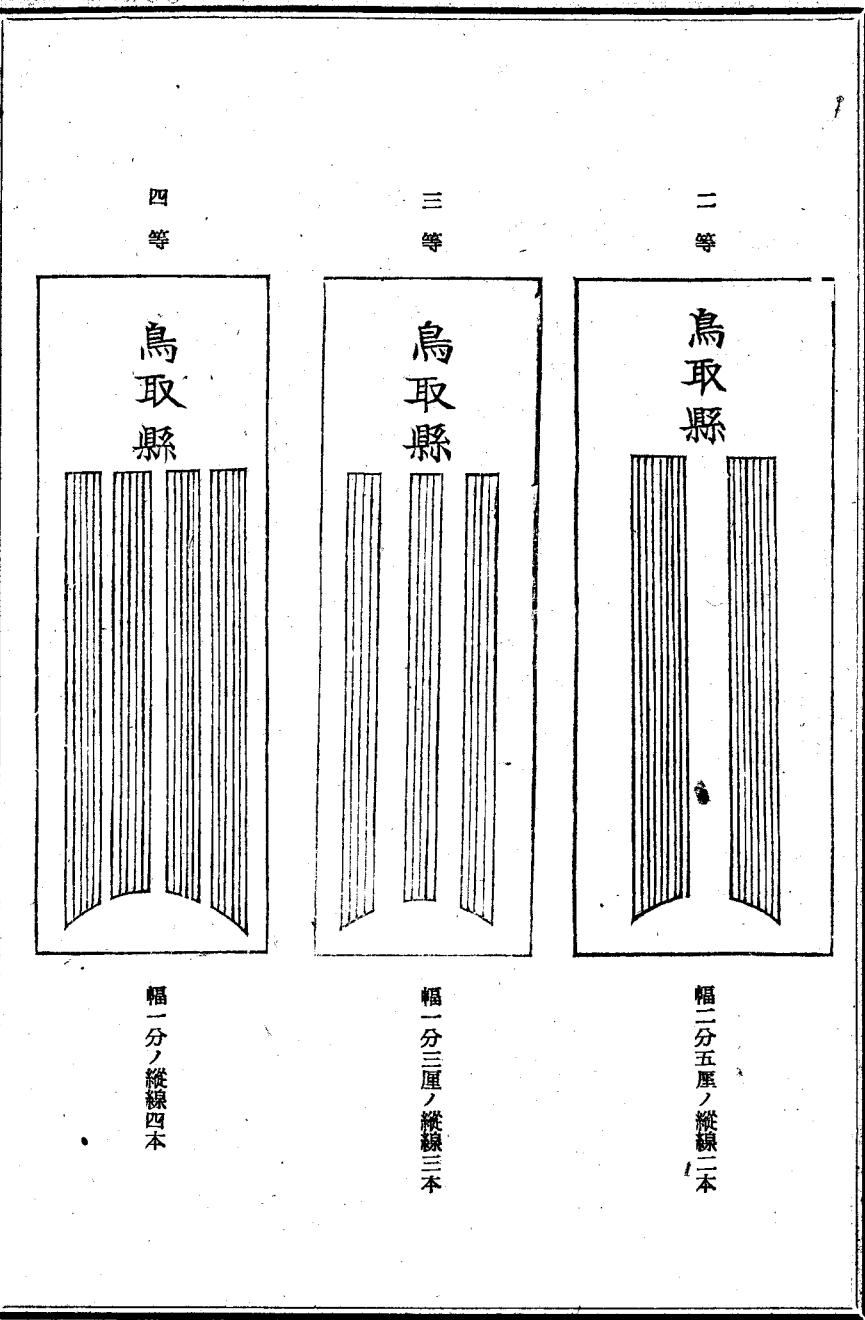
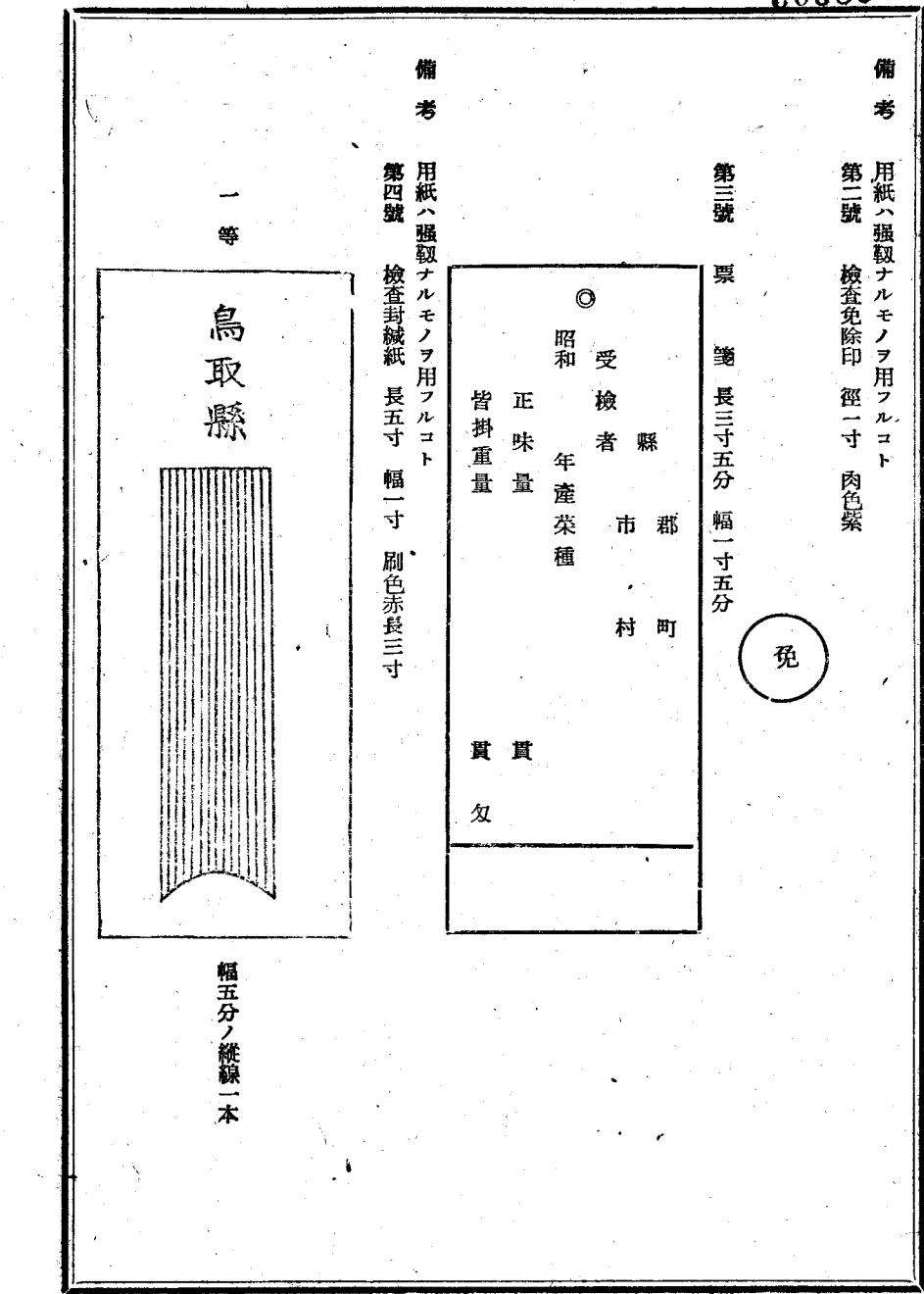
第三號 票箋 長三寸五分 幅一寸五分

免

◎ 受檢者 昭和年產菜種  
縣市町村 正味量  
皆掛重量

貢貢  
匁

備考 用紙ハ強韌ナルモノヲ用フルコト  
第四號 檢査封緘紙 長五寸 幅一寸 刷色赤長三寸



幅一分ノ縦線四本

幅二分五厘ノ縦線一本

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

00585

等外

鳥取縣

全部刷

第五號

検査等級證印 径八分 肉色 紫

一等

壹等

二等

貳等

三等

參等

四等

四等

等外

等外

00586

第六號

検査済證印 径七分二厘六毛 中央ノ平行線ノ間隔一大厘五毛

内幅三厘三毛

肉色赤



第七號 消印

徑三分 肉色紫

消

## ◆鳥取縣令第六號

菜種検査手數料規則左ノ通定ム

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事

士

肥

米

之

## 菜種検査手數料規則

第一條 菜種検査規則(以下規則ト稱ス)第十一條ノ検査手數料

ハ菜種ニ付金五錢トス

第二條 規則第十九條第二項ニ該當スルモノノ既納手數料ハ之ヲ還付セズ

第三條 規則第二十二條ニ依ル検査ノ検査手數料ハ検査等級ノ決定期前検査ト異リタルトキハ之ガ納付フ免除ス

第四條 規則第二十三條第二號若ハ第三號ニ該當スルモノノ検査及規則第二十四條ノ検査ニ付テハ検査手數料ヲ徵收セズ

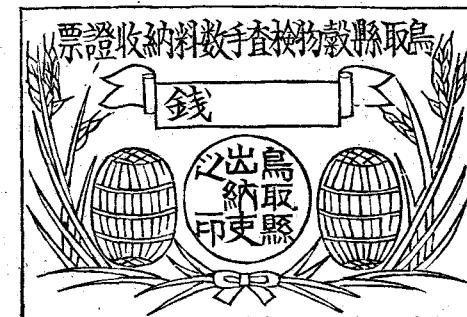
第五條 檢査手數料ハ規則第十七條ノ検査申請書ニ鳥取縣農產物検査手數料納收證票(以下證票ト稱ス)ヲ貼付シテ之ヲ納付スベシ

第六條 證票ハ左ノ通トシ縣出納吏ノ印章ヲ押捺シテ之ヲ發行ス

證票 縱七分 橫一寸

縣出納吏ノ印章ハ肉色朱

00587



種類  
拾圓券  
五圓券  
刷色  
藍  
綠  
色

壹圓券  
八錢券  
五錢券  
參錢券  
貳錢券  
一  
青  
藍  
樺  
色  
色  
色  
色

第七條 證票ハ縣ニ於テ指定スル證票賣捌人ヲシテ賣捌セシム  
證票賣捌人ニ對シテハ賣下金額ノ百分ノ四ヲ取扱費トシテ交付ス

第八條 證票賣捌人證票ノ交付ヲ受ケントキハ其ノ代金ヲ  
前納スベシ  
第九條 損傷又ハ汚染シタル證票ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ  
前項ノ證票ハ引換ヲ請求スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年十一月鳥取縣令第六十七號穀物検査手數料規則ハ之ヲ  
廢止ス但シ同規則ニ依リ發行セル證票ハ本令ニ依ル證票ト同一ノ  
效力ヲ有ス

本令施行前に於テ指定ヲ受ケタル證票賣捌人ハ本令ニ依リ指定シ  
タルモ  
着做ス

00588

## ◆鳥取縣令第七號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十五號諸類検査規則中左ノ通改正ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之

第十一條第一項中「農產物検査所長」ヲ「所長」ニ改ム  
長ト稱ス」ニ改メ同條第二項中「農產物検査所長」ヲ「所長」

ニ改ム

第十四條中「様式第三號」ヲ「樣式第二號」ニ、「農產物検査所

出張所」ヲ「食糧検査所支所又ハ其ノ出張所」ニ改ム

第十五條中「農產物検査所長」ヲ「所長」ニ、「樣式第六號」ヲ  
「樣式第五號」ニ改ム

第十六條中「農產物検査所出張所」ヲ「食糧検査所支所又ハ其ノ  
出張所」ニ改ム

第二十條 檢査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利  
害ニ直接關係アル諸類ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

前項ノ検査吏員ト食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補又ハ  
食糧検査技手ヲ謂フ

検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様  
式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第三十一條中「農產物検査所長」ヲ「所長」ニ改ム  
第三十五條中「農產物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ、「再検査」ヲ  
「検査」ニ改ム  
第三十九條中「検査證印」ヲ「検査濟證印」ニ改ム  
第三十條中「農產物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ、「再検査」ヲ  
「検査」ニ改ム

第七號ニ依ル消印ヲ用フ

第三十六條中「検査證印」ヲ「検査済證印」ニ改ム

様式第二號ヲ削ル

「様式第三號」ヲ「様式第二號」ニ改メ同様式中「農產物検査所出張所御中」ヲ「食糧検査所長殿」ニ改ム

「様式第四號」ヲ「様式第三號」ニ改ム

「様式第五號」ヲ「左ノ通改ム

様式第四號 検査済證印 徑七分二厘六毛 中央ノ平行線ノ間隔

一分六厘五毛 肉幅三厘三毛



肉色赤

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之

第三條及第四條中「再検査」ヲ「検査」ニ改ム

第五條中「鳥取縣穀物検査手數料納收證票」ヲ「鳥取縣農產物検査手數料納收證票」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

### ◆鳥取縣令第九號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十七號麻、三種、精検査規則中左ノ

トヲ得

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス  
第六號ニ、「様式第八號」ヲ「様式第七號」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十六年十月二十日ヨリ之ヲ適用ス

第六號ニ、「様式第七號」ヲ「様式第六號」ニ改ム

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

第六號ニ、「様式第六號」ヲ「樣式第五號」ニ改ム

第六號ニ、「樣式第五號」ヲ「樣式第六號」ニ改ム

第六號ニ、「樣式第六號」ヲ「樣式第七號」ニ改ム

第六號ニ、「樣式第七號」ヲ「樣式第六號」ニ改ム

第六號ニ、「樣式第六號」ヲ「樣式第七號」ニ改ム

00591

「様式第四號」ヲ「樣式第三號」ニ、「樣式第五號」ヲ「樣式

第四號」ニ改ム

樣式第六號ヲ左ノ通改ム  
樣式第五號 檢查済證印、徑七分二厘六毛、中央ノ平行線ノ間隔

一分六厘五毛 肉幅三厘三毛 肉色赤



附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

樣式第五號ノ検査済證印ハ當分ノ内本令ノ樣式ニ依ラズ所長ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得

## ◆鳥取縣令第十號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十八號麻、三種、楮検査手數料規則中左ノ通改正ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 士 肥 米 之

第三條及第四條中「再検査」ヲ「検査」ニ改ム

第五條中「鳥取縣穀物検査手數料納收證票」ヲ「鳥取縣農產物検査手數料納收證票」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

## ◆鳥取縣令第十一號

昭和十四年九月鳥取縣令第二十三號鶏卵検査規則中左ノ通改正ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 士 肥 米 之

「樣式第七號」ヲ「樣式第六號」ニ、「樣式第八號」ヲ「樣式第

七號」ニ改ム

00592

第三條、検査ハ検査吏負之ヲ行フ但シ検査吏負ト雖モ自己ノ利害ニ直接關係アル鶏卵ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

前項ノ検査吏負トハ食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補又ハ食糧検査技手ヲ謂フ

検査吏負其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様

式第二號ニ依ル證票ヲ携帶スベシ

第四條中「農產物検査所長(以下單ニ検査所長ト稱ス)」ヲ「食糧

「所長」ニ改ム

第六條中「検査所長」ヲ「所長」ニ改ム

第九條中「最寄検査所出張所又ハ同派出所」ヲ「所轄食糧検査所

支所又ハ其ノ出張所」ニ改ム

第十一條中「検査所長」ヲ「所長」ニ改ム

第十四條中「検査所長」ヲ「所長」ニ、「再検査」ヲ「検査」ニ

改ム  
ニ改ム

第十五條及第十六條中「検査所長」ヲ「所長」ニ改ム

第十七條中「再検査」ヲ「検査」ニ改ム

樣式第三號中「農產物検査所出張所御中」ヲ「食糧検査所長殿」ニ改ム

附 則

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 士 肥 米 之

第三條及第九條中「農產物検査所長」ヲ「食糧検査所長」ニ改ム

昭和十四年九月鳥取縣令第二十五號鶏卵荷造手免許規則中左ノ通改正ス

附 則

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 士 肥 米 之

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

## ◆鳥取縣令第十四號

菜種検査規則施行細則

昭和十四年十月鳥取縣令第三十七號鳥取縣林產物検査所規則中左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月二日

00593

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條中「主事」ヲ「地方事務官」ニ、「技師」ヲ「地方技師」ニ

「主事補」ヲ「屬」ニ、「技手補」ヲ「產業技手補」ニ改ム

第三條ノ「所長ハ地方技師中ヨリ知事之ヲ命ズ

第六條中「技師」ヲ「地方技師」ニ、「技手補」ヲ「產業技手補」ニ改ム

第七條中「主事、主事補」ヲ「地方事務官、屬」ニ改ム

第七條中「主事、主事補」ヲ「地方事務官、屬」ニ改ム

## 訓 令

## ◆鳥取縣訓令甲第一號

菜種検査規則施行細則左ノ通定ム

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 三 皆掛重量  
四 正味量  
五 品位

- 一 票箋記載事項  
二 包裝

依リ之ヲ行フベシ

第五條 検査ハ検査申請書ノ記載事項ト現品トヲ照合シ左ノ順序

依リ之ヲ行フベシ

第六條 包裝ノ検査ハ規則第八條ノ各事項並ニ緊括ノ程度ニ付之

テ行フベシ

第七條 検査吏員規則違反ノ事實ヲ發見シタルトキハ直ニ規則

第十三條 検査吏員規則違反ノ事實ヲ發見シタルトキハ直ニ規則

第二十九條ノ處理ヲ爲シ證據ヲ蒐集シ意見ヲ具シ所長ノ指揮ヲ

受クベシ

第十四條 検査ヲ終了シタルトキハ當該帳簿ニ登録シ検査申請書

ヲ整理シ毎月五日迄ニ其ノ前月分ヲ一纏メト爲シ検査報告ト共

ニ所長ニ提出スベシ

第十五條 所長ニ提出スペキ書類及報告ハ食糧検査所支所長ヲ經

ハ之ヲ廢止ス

- 第七條 掛重量ノ検査ハ受檢一口毎ニ其ノ箇數ノ三分ノ一ニ付  
其ノ正否ヲ檢シ票箋記載重量ト概不合致スルトキハ他ノモノニ  
付之ヲ省略スルコトヲ得但シ票箋記載重量ト相違スルトキハ檢  
查申請者ヲシテ更ニ計量セシムベシ
- 第八條 正味量ノ検査ハ受檢一口ノ最低正味量ト認ムルモノヨリ  
受檢箇數ニ應シ適宜一箇以上ヲ抽出シテ解裝シ之ヲ檢スベシ  
其ノ不足量ヲ其ノ他ノモノニハ最多不足量ヲ補填セシムベシ
- 第九條 品位ノ検査ハ穀刺ヲ用ヒ各包裝ヨリ菜種ヲ抽出シ品質、  
粒形、乾燥及調製ノ程度ヲ検査等級ノ標準ニ準ジ鑑別スベシ但  
シ必要ト認メタルトキハ解裝セシメ検査ヲ爲スコトヲ得
- 第十條 檢査吏員規則第十五條第一項但書ニ該當スル菜種ヲ検査  
申請書ヲ受理シタルトキハ他ノ検査吏員ニ其ノ検査ヲ求ムベシ  
他ノ検査吏員前項ノ検査ヲ行ヒタルトキハ検査申請書ニ成績ヲ  
記入シ所管検査吏員ニ送附スベシ

- 第十一條 規則第二十二條ノ規定ニ依ル検査申請書ヲ受理シタ  
ルトキハ食糧検査所長（以下所長ト稱ス）ノ指揮ヲ受クベシ  
シ必要ト認メタルトキハ他ノ検査吏員ニ其ノ検査ヲ求ムベシ  
他ノ検査吏員前項ノ検査ヲ行ヒタルトキハ検査申請書ニ成績ヲ  
記入シ所管検査吏員ニ送附スベシ
- 第十二條 規則第二十三條第二號又ハ第三號ニ該當スル菜種ニ於  
テ内容異狀ナキコトヲ確認シタル場合ハ規則第二十條ニ依リ處  
理スベシ

## 告 示

## ◆鳥取縣告示第五十七號

- 米麥検査令ノ施行ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ食糧検査所長ニ於  
テ左ノ通定メ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一、米麥検査令施行規則第九條ノ規定ニ依リ指定検査場所ヲ左ノ通指定ス

## 指定検査場所

所 在 地	建物ノ 種類	坪 数	所 有 者	保證責任明治 利用組合
地ノ五 高郡明治村大字松上二三七番	瓦葺土 藏仕立	二、三		
同 大正村大字服部二九番地	同	六、〇	中山 源藏	
八頭郡社村大字川中一四九	同	五、〇	前田 鶴五郎	
同 社村大字家奥二二四	同	五、〇	奥本 政市	
同 社村大字屋住九九	同	六、〇	池内 貴久	
同 若櫻町大字赤松六番地	同	七、〇	中島 秀藏	
同 若櫻町大字豊成院番地	同	四、〇	木下 長吉	
西伯郡光德村大字東坪一五三番地	同	六、〇	林原 享	
同 光德村大字東坪一五三番地	同	六、〇	木下 昇	
同 光德村大字四坪一〇六番地	同	五、〇	河本 利治	
同 大山村大字赤松一六七	同	一、二〇	地頭 喜好	
同 県 八字河岡七〇九番地	同	六、五	岡嶋 勉	

同 縣村大字福万三七四ノ二 瓦葺土 三四〇 用購販賣利  
同 兩三柳四、三一三番地 藏仕立 二一〇 松之倉茂利  
同 日光村大字四成四〇番地 同 一六〇 高木 爲信  
同 米澤村大字貝田五二三番地 同 一〇〇 遠藤 謙  
同 日野郡日光村大字吉原一六番地 同 九〇 砂口 稔  
同 日光村大字末鎌五七五番地 同 一〇〇 内藤 甚平  
同 米澤村大字貞田四八三番地 同 八〇 岡田 竹男  
同 日光村大字菅澤二〇九番地 同 五〇 小澤文一郎  
同 日光村大字富江七一〇番地 同 六〇 米田 昇治  
同 阿尾緣村大字阿尾緣二四七番地 同 六〇 足立 善市  
同 山上村大字茶屋三、堯五番地 同 一八〇 山上生産  
同 大宮村大字菅澤二〇九番地 同 五〇 小澤文一郎  
同 日光村大字末鎌五七五番地 同 一〇〇 内藤 甚平  
同 阿尾緣村大字阿尾緣二四七番地 同 八〇 岡田 竹男  
同 山上村大字茶屋三、堯五番地 同 一八〇 株式會社  
二、米麥検査令施行規則第十二條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ク  
ル米麥ノ包裝ノ種類及之ニ關スル細目ハ左ノ各号ニ依リ同規則  
第十二條第一項ノ規定ニ依ル包裝ヲ使用スベシ但シ故ヲ使用ス  
ル場合ハ包裝面ニ押捺セラレタル表示ハ之ヲ抹消スルヲ要ス

## (一) 重俵

(イ) 機俵ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ直徑約一尺重量約  
編ミ其ノ各封間六寸兩疊五寸五分房敷約五十五トシ長  
サ約三尺八寸重量六百匁乃至七百匁ト爲スコト

(二) 小口縄ハ小口ノ菰端ヲ内方ニ折曲ゲ縄繩ヲ以テ目通ヲ  
九箇所トシ順次右廻リニ一ツ飛ビニ引掛け三回目ヨリ  
悉ク引掛け結止ムルコト

(三) 縄繩ハ五箇所ヲ各二廻リ緊括シテ平結ト爲スコト  
(イ) 縄繩ハ一筋ニテ四方掛トシ其ノ掛方ハ兩端ノ横繩ニハ  
蛙股掛ニ、其ノ他ノ各横繩ニハ戻掛ニ、縄繩ノ交叉點  
ハ十文字掛ト爲シ小口ニ於テ男結トシ検査證紙ヲ施シ  
得ル箇所ヲ設クルコト但シ地主ノ保有米ニ供スルモノ  
ニ限り縄繩ヲ省略スルコトヲ得

## (二) 複式俵

(イ) 菰ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ一箇所ニ小繩三本ヲ用  
ヒテ四箇所ヲ編ミ其ノ封間中央七寸左右各六寸五分兩疊  
五寸五分編手七十以上トシ機俵縄繩ヲ四箇所ニ編込ミ長  
サ約四尺重量約九百匁ト爲スコト

(ロ) 機俵ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ直徑約一尺一寸重量  
約百匁ト爲スコト

(イ) 菰ハ打柔ゲタル藁ヲ綑ヒ縄繩、横繩及縄繩ハ  
其ノ各封間七寸兩疊五寸五分房敷八十以上トシ長サ約  
四尺三寸重量三百匁乃至四百匁ト爲スコト

一分ト爲スコト

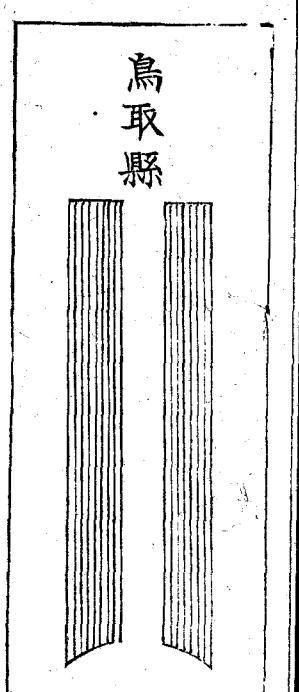
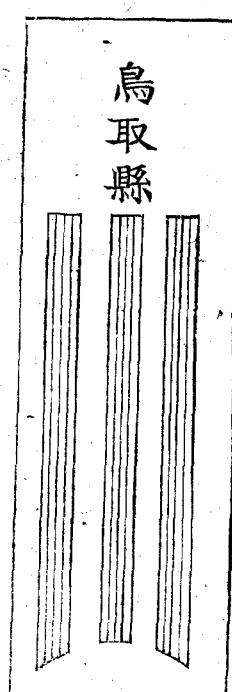
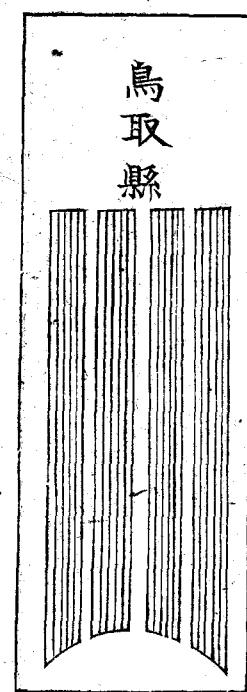
## 2 外 俵

(イ) 菰ハ打柔ゲタル藁ヲ綑ヒ縄繩、横繩及縄繩ハ  
其ノ各封間七寸兩疊五寸五分房敷八十以上トシ長サ約  
四尺三寸重量三百匁乃至四百匁ト爲スコト

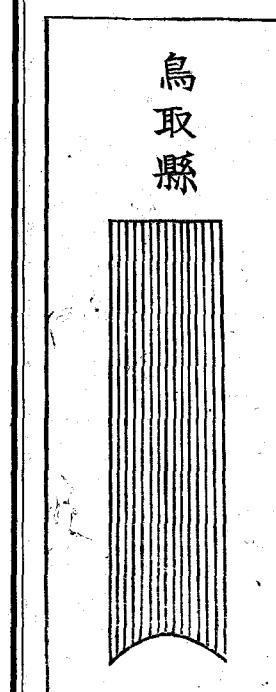
一分ト爲スコト

00596

00595



00598



- (二) 小口隙ハ小口ノ弧端ヲ内方ニ折曲ゲタル上ニ機儀マ當テ  
編込ミタル機儀縫繩ニテ十文字ニ括リ縫繩ヲ以テ五房宛  
ヲ抱ヒ目通ヲ九箇所トシ順次右ニ二廻リ引掛ケタル後干  
鳥掛トシ中央部ニ於テ引締メ結止ムルコト  
横繩及縦繩ノ掛方ハ二重儀ノ外儀ノ規定ニ依ルコト
- (三) (ホ) 機、棧儀及小口隙ハ二重儀ノ内儀ノ規定ニ依ルコト  
繩竪ニ横繩及縦繩ノ掛方ハ二重儀ノ外儀ノ規定ニ依ルコト  
ト
- (四) 叱  
一重儀
- (イ) 薦、棧儀及小口隙ハ二重儀ノ内儀ノ規定ニ依ルコト  
繩竪ニ横繩及縦繩ノ掛方ハ二重儀ノ外儀ノ規定ニ依ルコト

- (ロ) 荷造ハ吼口ヲ巻キ兩耳ヲ中央部ニ折込ミ細繩ヲ以テ括リ  
縦繩ハ三箇所ヲ各ニ二廻緊括シ平結ト爲シ横繩ハ二筋ヲ以  
テ一箇所トシ其ノ掛方ハ兩端ノ縦繩ニハ蛙股掛ニ、中央  
ノ縦繩ニハ戾掛ト爲シ終リ男結トシ検査證紙ヲ施シ得  
ル箇所ヲ設クルコト
- 三 米麥検査令施行規則第三十五條ノ規定ニ依ル同則第十九條ノ  
措置ハ昭和十八年十月三十一日迄左ニ依ルコトヲ得  
検査等級決定シタルトキハ包装縫繩ノ結止、口際繩ノ結止又ハ  
之ニ準ズル箇所ニ様式第一號ニ依ル検査封緘紙ヲ施シ其ノ封目  
ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺シ票箋ニ様式第二號ニ依ル検査等級證  
印、様式第三號ニ依ル検査證印及検査吏員ノ認印ヲ押捺ス  
幅一寸 刷色赤  
長三寸

00599

等外及格外

鳥取縣

全部刷

第二號

檢查等級證印

徑八分 肉色 紫

一等 壹等

二等 貳等

三等 參等

四等

等外

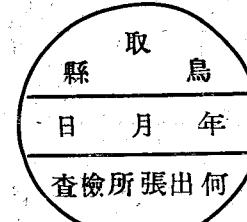
合格

格外

第三號

檢查證印

徑一寸 肉色 紫



00600

攜付貼票證收納查檢	
仕向先	
生產年度	昭和
手數料	検査
品目別	年產
種類並	圓錢
受檢場所	鳥取縣食糧檢查所長殿
數量	希望月日
貢	月日

左記ノ通検査相受度検査手數料納收證票貼付此段申請候也

昭和 年 月 日 住 所 氏 名 ㊞ 檢查申請書

四、米、麥、穀、豆、油等之檢查令施行規則第三十六條ノ規定ニ依リ同則第十四條ノ請求書、第十五條ノ票箋及第二十二條ノ消印ハ昭和十八年十月三十日迄左ノ様式ニ依ルモノヲ使用スルコトヲ得

票 箋	長三寸五分	幅一寸五分
受 檢 者	縣	郡
昭 和	年 產	菜 種
正 味 量	皆掛重量	貫
貫	匁	

消印 徑三分 肉色紫

消

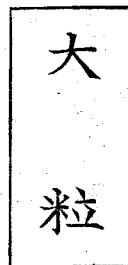
五、昭和十七年十二月農林省告示第八百十六號四ノ(三)ノ規定ニ依リ同告示四ノ(二)ノ規定ニ依ル様式第一號ノ醸造證印及第二號ノ大粒證印ハ昭和十八年十月三十日迄左ノ様式ニ依ルモノヲ使用スルコトヲ得

醸造證印 縱三寸 橫二寸 肉色赤

00601



大粒證印 縱六分 橫四分 肉色紫



検査證印 縱一寸 肉色紫

六、昭和十七年十二月農林省告示第八百十六號四ノ(二)ノ規定ニ依リ  
リ指定シタル玄米大粒品種強力  
反

00602

## ◆鳥取縣告示第五十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣產ノ木製牛鼻蔓最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事

土肥米之

牛鼻蔓最高販賣價格

品名規

一 茅木ニ「イヌガヤ」ヲ使用セルモノ

(單位一個)

製造業者

最高販賣價格

販賣業者

最高販賣價格

牛鼻蔓大  
蔓廻り一寸二分以上、柄木厚六分以上、巾一寸以上、長三寸七分以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ中  
蔓廻り一寸二分以上、柄木厚六分以上、巾一寸以上、長三寸七分以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ同  
蔓廻り一寸二分以上、柄木厚六分以上、巾一寸以上、長三寸七分以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ小  
蔓廻り八分以上、柄木厚五分以上、巾七分以上、長三寸三分以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ上  
蔓廻り八分以上、柄木厚六分以上、巾九分以上、長三寸五分以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ上  
蔓廻り八分以上、柄木厚六分以上、巾九分以上、長三寸三分以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ同  
蔓廻り一寸以上、柄木厚六分以上、巾九分以上、長三寸三分以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ

二 茅木ニ「杉、檜、ネゾコ松」ヲ使用セルモノ(單位一個)

品名規格  
價最高販賣業者  
格價最高販賣業者  
價最高販賣業者  
格價最高販賣業者

昭和十八年二月二日

下ゲトス

## ◆鳥取縣告示第六十號

左記箇所ニ對スル保安林解除ノ申請ヲ受理シタリ

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之

菜種検査規則、諸類検査規則及麻、三種、楮検査規則様式中検査  
濟證印ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ昭和十八年十月三十一日  
迄左ノ様式ニ依ル検査證印ヲ使用スルコトヲ得

昭和十八年二月二日

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之  
大粒證印 縱六分 橫四分 肉色紫

検査證印 縱一寸 肉色紫



字	地番	保育林種	面保	安林	面積	要解	除	所	有者
---	----	------	----	----	----	----	---	---	----

診療所所在地 氏名 指定年月日  
日野郡石見村大字上石見九〇六ノ一 片山 博 昭和十八年  
日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ

00603

東岡山	五二二 ノ二	町	三五二九 町
同	五二二 五二三	風致林	一六〇一
同	五二四	一〇一四	一〇一四
同	五五七 同	一八〇五	一八〇五
同	同	同	同

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之

## ◆鳥取縣告示第六十二號

家畜商免許試験左ノ通施行ス試験ヲ受ケントスル者ハ二月二十四日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ

別格官幣社

名和神社

原長五五七同

一八〇五

同

一試験種目

牛商、馬商、豚商、綿羊商、山羊商

二試験期日

口答試問 昭和十八年二月二十六日午前十時

三試験場  
學科 鳥取市東町 仁風閣

口答試問 鳥取市東町 仁風閣

四受験者ハ筆答ニ用フル筆、墨、萬年筆等ヲ携帶フハシ  
計らふこと

## ◆鳥取縣告示第六十一號

當管内ニ於ケル健康保險歯科醫左ノ通指定セリ

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之

原長五五七同

一八〇五

同

一試験種目

牛商、馬商、豚商、綿羊商、山羊商

二試験期日

口答試問 昭和十八年二月二十六日午後一時

三試験場  
學科 鳥取市東町 仁風閣

口答試問 鳥取市東町 仁風閣

四受験者ハ筆答ニ用フル筆、墨、萬年筆等ヲ携帶フハシ  
計らふこと五、神社に於て執行せられる紀元節祭には市區町村民は多數参列  
することゝし必勝祈願を行ふこと六、式典其の他の奉祝の行事は神社の祭典と密接な連絡の下に行  
ふこと

輝く皇紀二千六百三年の紀元節に當り、謹みて賛祚の禱榮を誇  
ぎ奉ると共に宏遠なる肇國の大精神を体して皇謨翼賛の臣道に徹  
し、愈々必勝の信念を堅持し一億國民挙つて「戰場精神」を振起  
し、頑敵を擊破し以て大東亞戰爭を完遂して八紘爲宇の大理想を  
顯現せんことを期するため、全國一齊の國民運動として来る十一  
日の紀元節當日午前九時を期し「國民奉祝の時間」が設定された  
ので、本縣に於ても次の要綱に依つて之を實施することとなつた

## ▽ 實施方法

一、ラヂオは同時刻に「國民奉祝の時間」の放送を行ふこと

二、各家庭に於ては「國民奉祝の時間」にそれゞゝ宮城遙拜を行  
ふこと

戦争生活實踐！  
アルモノで「間に合せ」運動

三、市町村にあつては市區町村民のため神社・學校・公會堂等適  
當な場所に於て奉祝行事を行ひ且つ必勝祈願を行ふこと

戦争はいよいよ決戦連續の長期戦です。本年の本格的な決戦ま

00605

00606

決戦を勝つて勝つて勝ち抜くためには、莫大なる「物」が最も大切であります。この際吾々は戦争に必要な「物」の生産に集中し、その他の物の生産や消費は極力これを抑制して、「戦ふ生活」を戰ひ抜き、戦争生活の実践に徹底しなければなりません。

疊に常會徹底事項並に大詔奉戴日實施方策に間に合せ運動

を取り上げられて、各位の實踐を要請されてゐる所であります。が、今回更に最近の實情に鑑み、國民生活全面に亘る消費抑制の運動を強力に展開することとなり、こゝに「戦争生活實踐、アルモノデ間に合せ運動」を實施し、出来る限りアルモノで「間に合せ」ることに創意と工夫を要らし、生活物資の消費を合理化して節約し、以て軍需品の生産を強化して戦力を増強し、この決戦に備へることになりました。各部落會・町内會・隣保班で一人残らずこの運動の實踐に徹底し、米英撃滅總力戰の戰士として全力を挙げませう。

#### ◆ 實施要項

- (一) 衣類、家具類等の新調や、新規購入は見合せること。
- (二) (1) あるものすべて「間に」に合せること。  
 (2) ものを大事に使ふ工夫をすること。
- (3) 出来るだけ修繕で補ふこと。
- (4) 手持品のつくり替を工夫すること。

(三) 衣類その他の物の融通、交換をなし、互に「間に合せ」を行ふこと。

(四) 買溜め、買漁りをなさざること。

#### ソリッドタイヤの統制配給

縣内に多く使用されてゐるリヤカー用タイヤはチューブの供給が困難である爲、今回チューブを使用しないで中心までゴムで作られたソリッドタイヤ（リムに嵌むるもの）を以て補充するところなり、これが配給について統制配給が實施されることになりますから、關係方面に於ては右了知の上、是非必要の方面では自轉車小賣業者を經由して配給申請書を提出されたい。用紙は小賣業者に送付してある。

但し各位既に承知の如くゴム不足の際のことであるから、能ふだけ辛抱して萬やむを得ぬものだけ申請するやうせられたいのであつて、その要望程度についても所屬團体に於て證明を要することになつてゐる。尚今回の申請は取敢へず二月五日を以て締切ることになつてゐるが、必要ある向は隨時申請書を提出されたい。

## 百日咳の豫防

### 最近各地に流行の徵あり

### 子を持つ親は特別に注意

最近の引き續く嚴寒と共に、縣下の各地に百日咳が流行する模様が現れて居りますが、この病氣は麻疹と並んで小兒傳染病中最も警戒を要するものでありますから、町内會、部落會や隣組を通じて充分豫防法を各家庭に徹底し、各家庭では油斷なく氣をつけ豫防に努めねばなりません。左に豫防についての注意を記して置きますから、子供のある家庭ではぐれぐれもよく守つて大切な子供に傳染させぬやう努めて下さい。

### △ 豫防上の注意

一、百日咳は年々一萬人近くの子供の生命を奪ふ小兒病であります。

二、百日咳は年長の子供ほど次第に心配は少くなりますが、乳児では非常に危険ですから一層注意して罹らせないやうにしなければなりません。

百日咳は罹ると小さい子供程肺炎を起し易く、又結核などにも罹り易くなりますから治療や手當を怠つてはなりません。

三、百日咳は患者の咳をする時の飛沫から主に傳染するものであります。

り、飛沫の中には澤山の百日咳菌がありますから、それを吸ひ込まぬやうに豫防することが何より大切であります。

四、百日咳にかゝつても初めは普通の感冒の時と變らない咳嗽が併し初めの間でも夜眠つて居る間に咳が多く出たり、朝起きて臉が腫れぼつたいたやうな時は百日咳ではないかと醫師の診察を受けねばなりません。

五、百日咳の初期の咳は一番よく病氣を傳染させるものであります。その咳は普通の感冒の時のセキと區別がつきませんので、たとひどんなセキでもセキをする子供や大人には幼兒を近づかせないやうに親達が注意することが肝要であります。

殊に百日セキは大人にもあると言ふことを知つて戴きたい。自分の子供が百日セキになつたら近所や親類の子供と一緒に遊ばせないこと。又映畫館や乗物、錢湯など人込みの中へ連れて行かないこと。幼稚園や學校などへも恢復する迄はやら

ないことが肝要であります。

これ等は兩親が德義上實行すべきことです。

00607

も、他の子供に近づいて傳染せしめないやう心掛けねばなりません。

七、家庭に於ける手當としては、安靜にし、静かな遊びをさせ、滋養に富む食事を與へ、肺炎などにならぬやう直ぐ醫師に診て貰ひ、放つて置かぬやうにせねばなりません。

八、豫防のためにワクチン注射を受けられることも幾分の効果はあります。

九、自分の家にどんなセキでもセキをする患者が出たら晝は一緒に遊ばせないやうにし、夜は室を別にして寝かせるやうにしなければなりません。

に遊ばせないやうにし、夜は室を別にして寝かせるやうにしなければなりません。

北海道函館市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨届出有之候條心當ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名

年齢、性別、職業

本籍住所不詳、無職、磯野政吉

六十五、六歳乞食風ノ男

二、相貌、特徴

身長五尺二寸位、顔長、額廣、眉毛太、目大

鼻低、口大、顎長、耳並、頭髮三寸位、頭中央禿

三、著衣

黒破上衣、破縫ズボン、破外套

備考

昭和十七年十一月二十日行旅病人トシテ收容護中ノ

處同日午後十一時死亡身元不詳ニ依リ假埋葬ス

◇ 児童公園  
未田ます著  
清水書房發行  
二六五頁 一圓五十錢

◇ ゴビ沙漠探險記  
澤壽次著  
目黒書店發行  
二一大頁 二 圓  
創元社發行 五〇八頁 三 圓

昭和十八年二月二日印刷  
昭和十八年二月二日發行  
鳥取縣鳥取市東町  
發行者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所

◆ ニューギニア探險  
養賢堂發行 三四六頁 二圓八十錢

◆ 地球と地質學  
創元社發行 一九八頁 一圓八十錢  
S.T.シャンド著 中山一三譯